

春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬車による火葬が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるための措置を講ずることにより、市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット霊園 墓地、納骨堂若しくは火葬場又はこれらを併せ有する施設をいう。ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。
- (2) 移動火葬車 火葬する炉（以下「火葬炉」という。）を搭載した自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。）をいう。
- (3) 火葬 ペットの死体を葬るために、これを焼くことをいう。
- (4) 埋葬 ペットの死体を火葬することなく土中に葬ることをいう。
- (5) 墳墓 ペットの死体を埋葬し、又はペットの死体の焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (6) 墓地 墳墓を設けるための区域をいう。
- (7) 納骨堂 ペットの死体の焼骨を収蔵するための施設をいう。
- (8) 火葬場 火葬を行うための施設をいう。

(設置者及び管理者の責務)

第3条 ペット霊園を設置し、又は管理する者は、当該設置又は管理の際、地域の生活環境に配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を保持するよう努めなければならない。

(ペット霊園の許可等)

第4条 ペット霊園を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設を変更しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、納骨堂又は火葬場の施設について、市長が認める軽易な変更を行う場合は、この限りでない。
- 3 市長は、前2項の規定により許可をしたとき、又は許可をしないこととしたときは、申請者に通知しなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係るペット霊園が永続的に設置される見込みがないときは、当該許可をしない。
- 5 市長は、第1項及び第2項の規定による許可に当たっては、公衆衛生その他公共の福祉

の見地から必要な条件を付することができる。

(事前協議)

第5条 前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に計画書を提出し、当該ペット霊園の設置又は変更の計画について事前協議を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 既存の墓地において、区域面積の拡張を伴わない場合
- (2) 既存の納骨堂において、建築物及び収蔵数の拡張を伴わない場合
- (3) 既存の火葬場において、建築物の拡張を伴わない場合
- (4) 既にあるペット霊園を引き継ぐ場合

2 市長は、計画書を提出し、事前協議を行った者（以下「計画者」という。）に対し、必要な助言及び指導をすることができる。

3 計画者は、計画書の内容に変更が生じたときは、改めて計画書を提出しなければならない。

4 市長は、必要に応じ、本市に隣接する市町の長に計画書を送付し、当該市町の長の意見を求めるものとする。

(標識の設置等)

第6条 計画者は、ペット霊園の設置又は変更の計画の概要を記載した標識（以下「標識」という。）を設置しなければならない。

2 計画者は、標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 計画者は、標識の記載内容に変更が生じたときは、速やかに当該記載内容を訂正しなければならない。

(説明会の開催)

第7条 計画者は、規則で定める区域に係る住民及び土地又は建築物の所有者又は使用者（以下「関係住民等」という。）に対し、計画書の内容を周知するため、説明会を開催しなければならない。

2 計画者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(関係住民等との協議)

第8条 関係住民等は、ペット霊園の設置又は変更の計画について、計画者に対し意見を述べるることができる。

2 計画者は、前項の規定により意見を述べた関係住民等と十分協議しなければならない。

3 計画者は、前項の規定により協議を行ったときは、速やかにその内容を市長に報告しな

ければならない。

(ペット霊園の設置場所の基準)

第9条 ペット霊園を設置する場所は、当該ペット霊園を設置しようとする者（地方公共団体を除く。）が、自ら所有する土地でなければならない。

(墓地の設置場所の基準)

第10条 墓地を設置する場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 河川（河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川をいう。）又は湖沼（湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）に規定する湖沼をいう。）から墓地までの距離が、おおむね20メートル以上であること。
- (2) 住宅、公園（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園をいう。）、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいう。）、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（歯科医業を除く。）をいう。）その他規則で定める施設（以下「住宅等」という。）から墓地までの距離が、おおむね100メートル以上であること。
- (3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。

2 墓地を設置した後において、当該墓地を設置した者以外の者が、前項第2号に規定する距離内に住宅等を設置した場合にあっては、同号の規定は適用しない。

3 規則で定める同意を示す書類が提出された場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、第1項第2号の規定は適用しない。

(墓地の施設の基準)

第11条 墓地には、次に掲げる施設を設けなければならない。

- (1) 墓地の境界における人畜がみだりに立ち入れない一定の高さを有した障壁、生垣又はフェンス
- (2) 各墳墓に接続するアスファルト、コンクリート、石等で築造された幅員1メートル以上の通路
- (3) 雨水又は污水に係る排水設備
- (4) 給水設備、ごみ処理のための施設及び駐車場
- (5) 管理事務所（管理事務所が敷地外に設けられている場合であって、管理上支障がないと市長が認めるときを除く。）

2 墳墓は、ペットの死体の焼骨を埋蔵するものでなければならない。

(納骨堂の施設の基準)

第12条 納骨堂の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、納骨装置（棚等により骨つぼを収めることのできるものをいう。）の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られている場合は、第6号の規定は適用しない。

- (1) 耐火構造（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）であること。
- (2) 床は、コンクリート、石等の堅固な材質で築造すること。
- (3) 内部の設備は、不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）を用いること。
- (4) 必要な換気及び除湿のための装置を設けること。
- (5) 出入口は、施錠できる構造であること。
- (6) 納骨装置は、施錠できる構造であること。

(火葬場の設置場所の基準)

第13条 火葬場を設置する場所は、住宅等から火葬場までの距離が、おおむね100メートル以上でなければならない。

- 2 火葬場を設置した後において、当該火葬場を設置した者以外の者が、前項に規定する距離内に住宅等を設置した場合にあっては、同項の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に存する火葬場において、当該火葬場を建て替える場合にあっては、第1項の規定は適用しない。

(火葬場の施設の基準)

第14条 火葬場には、次に掲げる施設を設けなければならない。

- (1) 火葬場の境界における人畜がみだりに立ち入れない一定の高さを有した障壁、生垣又はフェンス
 - (2) 施錠できる構造の出入口
 - (3) 給排水設備、ごみ処理のための施設及び駐車場
 - (4) 管理事務所（管理事務所が敷地外に設けられている場合であって、管理上支障がないと市長が認めるときを除く。）
- 2 火葬場の火葬炉（移動火葬車の火葬炉を含む。）は、埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）及び埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成13年埼玉県規則第100号）に規定する廃棄物焼却炉の基準に適合するものでなければならない。

(工事完了届及び完了検査)

第15条 ペット霊園の設置の許可又は墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の

変更の許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、当該許可に係るペット霊園の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査（この条において「完了検査」という。）を受けなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、当該ペット霊園について、同項の許可に係る計画の内容及びこの条例に定める基準に基づき速やかに完了検査を行い、当該完了検査に合格した場合にあってはその旨をペット霊園の設置者に書面で通知するものとし、合格しなかった場合にあってはこの条例に定める基準に適合していない箇所について通知するものとする。

3 設置者は、前項の完了検査の合格に係る通知を受けた後でなければ、当該ペット霊園を使用してはならない。

（管理者の設置等）

第16条 設置者は、ペット霊園を管理する者（以下「管理者」という。）を置くことができる。

2 設置者は、管理者を置いたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（移動火葬車の火葬場所の制限）

第17条 移動火葬車により火葬をする者は、当該火葬をするときは、第4条第1項又は第2項の許可を受けた火葬場で行わなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

（維持管理）

第18条 設置者及び管理者（以下「設置者等」という。）は、ペット霊園が第11条、第12条及び第14条の規定に定める基準に常に適合するよう維持管理しなければならない。

2 設置者等は、火葬炉がある場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）火葬炉から発生した灰を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第

137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物として適正に処理すること。

（2）火葬炉から排出したばい煙等の量、濃度又は汚染状態を測定し、又は算定し、その結果を記録し、及び市長から求められた場合に提示できるようにしておくこと。

（設置者等の講ずべき措置）

第19条 設置者等は、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）規則で定める掲示板をペット霊園の敷地内で、かつ、容易に確認することができる場所に設置すること。

（2）墓石等が倒壊したとき、又はそのおそれのあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石等の所有者に対し、同様の措置を講ずることを求めること。

(3) ペット霊園を常に清潔に保ち、施設が老朽化したとき、又は破損したときは、速やかに修復等を行うこと。

(地位の承継)

第20条 設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該設置者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により設置者の地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第21条 設置者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) ペット霊園の名称

(2) ペット霊園の用地の所在、地番、地目及び面積

(3) 設置者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(4) 設置者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

(5) 墓地の区画の数（墓地の区域の変更を伴うものを除く。）

(6) 管理者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(7) 管理者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

(廃止の届出)

第22条 設置者は、ペット霊園を廃止しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、設置者は、当該ペット霊園に埋蔵及び収蔵されている焼骨について公衆衛生上適正な措置を講じなければならない。

(報告及び立入検査)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者等に対し、ペット霊園の維持管理の状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、ペット霊園に立ち入らせ、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告)

第24条 市長は、設置者が第15条第1項若しくは第3項の規定に違反したとき、又は設

置者等が第18条の規定に違反したときは、これらの者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、移動火葬車により火葬をする者が第17条第1項の規定に違反していたときは、その者に対し、同条の規定に従うべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第25条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第4条第1項又は第2項の許可を受けた者

(2) 前条の規定による命令に従わない者

(使用禁止命令等)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園の全部又は一部の使用の禁止を命ずることができる。

(1) 第4条第1項の許可を受けないでペット霊園を設置した者

(2) 第4条第2項の許可を受けないで墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設を変更した者

(3) 第25条第1項の規定による命令に従わない者

(4) 前条の規定により許可を取り消された者

- 2 市長は、前条又は前項第1号若しくは第2号に係る処分を受けた者に対し、期限を定めて、当該処分に係る区域に埋蔵及び収蔵されているペットの焼骨の除却を命ずることができる。

- 3 市長は、第25条第2項の規定による命令に従わないで移動火葬車により火葬をする者に対し、当該火葬の中止を命ずることができる。

(公表)

第28条 市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存するペット霊園（以下「既設ペット霊園」という。）を設置している者については、平成23年4月1日から同年6月30日までは、第4条第1項の許可を受けないで当該既設ペット霊園を使用することができる。

3 既設ペット霊園を設置している者は、前項に規定する期間の経過後も当該既設ペット霊園を使用する場合は、規則で定めるところにより当該期間内にその旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者は、当該届出の日において、第4条第1項の許可を受けたものとみなす。